で並びに第二十条の規定は、漁船員条約締約国資格証明書の承認を受けた者、その漁船員承認及び漁船員承認証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の見出し及び第十四条（見出しを含む。）	海技士免許原簿	漁船員条約締約国資格受有者承認原簿
第七条第一項	第五号様式	第十五号様式の二
	登録事項（海技免状）訂正申請書	登録事項（漁船員承認証）訂正申請書
第十条第一項	第八号様式	第十五号様式の二
	海技免状再交付申請書	漁船員承認証再交付申請書
第十一条（見出しを含む。）	海技免状用写真票	漁船員承認証用写真票
第十一条	第三条第一項、第四条の二第一項若しくは第三項、第七条第一項、第九条の五第一項、第九条の五の二第一項若しくは第二項、第九条の五の三第一項から第三項まで、第九条の八第一項又は前条第一項	第七条第一項、前条第一項又は第六十五条の七第一項
	海技免許申請書、海技免許限定解除（変更）申請書、登録事項（海技免状）訂正申請書、海技免状更新申請書又は海技免状再交付申請書	漁船員条約締約国資格受有者承認申請書、登録事項（漁船員承認証）訂正申請書又は漁船員承認証再交付申請書
	第九号様式	第十七号様式
第十二条第一項第二号、第十四条第一項第三号及び第十五条	法第十条第一項又は第二項	法第二十二条の三第二項において準用する法第十条第一項又は第二項
第十二条第二項第三号	第四条の二第四項、第九条、第九条の五の二第三項又は第九条の五の三第四項	第九条
第十三条の見出し	海技免状更新申請書	登録事項（漁船員承認証）訂正申請書